

『緊急授業料免除（令和4年度後期）』募集要項

1. 緊急授業料免除の概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計維持者の収入が急変した学生に対して、提出書類による選考の上、本学が認定した経済的困窮度に応じて、令和4年度後期授業料について全額・半額・4分の1の額の免除を行います。

通常の授業料免除は、学業成績及び前年の所得で審査を行いますが、「緊急授業料免除」は、学業成績は判定に用いず、令和4年6～8月の所得から算出した今年の所得見込みで審査を行います。

2. 支援対象者

以下の要件①又は②のいずれかに該当し、本学の授業料免除制度の基準に該当する学部生及び大学院生。要件を満たす場合は、留年及び修業年限超過している者も申請可能です。

(要件①) 家計維持者の令和4年度の所得が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(令和元年から令和3年のいずれかの1年間)の所得より減少する見込みである場合

(要件②) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援(※)を家計支持者が受給している(受給したことがある)場合

※「公的支援」については、以下のHPに掲載されている公的支援を対象とします。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

例えば、持続化給付金、家賃支援給付金、月次給付金、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付、社会福祉協議会の総合支援資金(生活費)など

○独立生計者としての申請について

以下の要件をすべて満たす大学院生は「独立生計者」として申請することができます。独立生計者として申請する場合、申請者本人(及び配偶者)が上記の要件①又は②の要件を満たす必要があります。

- ・所得税法上の、父母等の扶養家族ではないこと
- ・本人(及び配偶者)の父母等と別居し、住居費を負担していること
- ・本人(及び配偶者)に父母等からの送金がなく、本人(又は配偶者)に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること

○私費留学生の申請について

私費留学生は、申請者本人(及び配偶者)が上記の要件①又は②を満たす場合に申請することができます。日本でのアルバイト等による2022年の給与収入がコロナの影響を受ける前(2019年～2021年のいずれか1年間)と比較して減少する場合は申請要件を満たすことになります。

申請要件を満たす場合、家計状況申告書に基づく経済状況により免除者の選考を行います。

【対象外となるケース】

- ・日本学生支援機構の給付奨学生に認定されている日本人学部生(高等教育の修学支援制度(新制度)の授業料免除対象者となるため)
- ・要件①(収入の減少)により申請する場合、家計維持者である父母のいずれかの収入が減少するものの、父母両方をあわせた場合は減少していない
- ・留学生で母国の父母等の収入減少や母国からの送金の減少を申請理由とする場合
- ・留学生で2021年以前は日本に住んでなかった場合
- ・留学生で2021年以前から日本に住んでいるが、アルバイト等で労働による収入があったことを証明できない場合
- ・独立生計者が要件①(収入の減少)により申請する場合、奨学金や奨励金等のみを収入源としているため収入が減少していない
- ・次世代研究者挑戦的研究プログラム等に採用され研究奨励金を受けるため、独立生計の要件を満たすようになったものの、前年より学生本人の収入が増えた場合。なお、独立生計者として申請

せず、学生本人と父母の所得を合わせて減少する場合は、父母等の扶養下にある学生しても申請可能。

【所得の減少について】

- (1) 父母の扶養下にある場合は、父母の所得を合算した額を用います。独立生計者及び私費留学生は申請者本人及び配偶者の所得を合算した額を用います。
- (2) 令和元年の所得については、令和2年度課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和2年の所得については、令和3年度課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
令和3年の所得については、令和4年度課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。
また、「総所得金額」が0円の場合は、「給与収入」の金額を用います。
- (3) 令和4年の所得見込額は、次により算出してください。
 - ・企業等に勤務している場合は、令和4年6～8月の給与明細に記載の「支給額」（控除後）の合計に4を乗じた金額
 - ・自営業者等については、令和4年6～8月の事業所得（事業収入から経費を差し引いた額）に4を乗じた金額
 - ・公的年金・企業年金の収入がある場合は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に受給する予定の金額（障害保険、遺族年金を除く）

3. 緊急授業料免除の申請についての注意事項

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学金の採用が決定していない者は、新制度の授業料免除を申請した上で「緊急授業料免除」に申請することはできます。ただし、新制度の採用結果が優先されるため、不採用の場合のみ緊急免除の結果を適用します。
- (2) 独自制度の授業料免除を申請済みの方も緊急授業料免除を申請することは可能です。ただし、併願はできないため、緊急授業料免除の申請資格があると確認された場合は、**緊急授業料免除の申請を優先し、独自制度の申請は辞退**として取り扱います。
- (3) 緊急授業料免除は、通年での申請はできませんので、**令和4年度前期に緊急授業料免除で免除された方も、改めて後期に申請する必要があります。**

4. 申請期間

在学生：8月31日(水)～9月9日(金)(必着)

新生児(令和4年10月入学者)：10月4日(火)～10月14日(金)(必着)

5. 申請手続

チェックリストで必要書類を確認して、メール又は郵便で提出してください。

※独自制度の授業料免除の申請の際に提出している書類がある場合も、改めて提出してください。

○日本人学生等（父母等の扶養下にいる学生）チェックリスト

チェック項目		必要書類（コピーで可）
(1) 緊急授業料免除に申請する	<input type="checkbox"/> はい→	<p>【必要書類】緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書に記載の「総所得額」、6～8月の給与明細に記載の控除後の「支給額」を4倍にした金額、家族人数などを記入してください。 ・申請書は授業料免除の以下のWEBサイトの「緊急授業料免除」に掲載しているものを使用してください。 <p>https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/</p>

<p>(2)要件①「家計維持者の令和4年度の所得が令和元年以降のいずれかの年より減少する見込みである」に該当する。</p>	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 令和元年～令和3年のいずれかの年と比較して令和4年の所得が減少する見込みとして申請する 【必要書類】家計維持者（父母両方）の該当年度の所得課税証明書 ・所得課税証明書は市町村の役所で求めてください。 ・令和元年の所得を示す場合は、令和2年度所得課税証明書を提出してください。 令和2年の所得を示す場合は、令和3年度所得課税証明書を提出してください。 令和3年の所得を示す場合は、令和4年度所得課税証明書を提出してください。 ・父母のいずれかが無収入の場合でも所得課税証明書は両者とも提出してください。
<p>(3)要件②「家計維持者が公的支援を受けている（又は受けた）」に該当する。</p>	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】公的支援の受給証明書 （支援金の振込通知や振込が分かる箇所の通帳のコピーでも可） ・国や地方公共団体のコロナ対策の公的支援については、HPに掲載されているものを対象とします。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・過去に支援を受けたことがある場合でも対象となります。 ・国の「特別定額給付金」や「学びの継続のための緊急給付金」、本学の「学業継続給付金」、福岡市等の学生給付金は除外します。
<p>(4)家計維持者が会社等に勤めている（勤めていた）パート・アルバイトを含む</p>	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】家計維持者の令和4年6～8月の給与収入を示す書類 ・在職している場合は、給与明細書 ・休職の場合は、休職証明書など、休職期間が確認できる書類 ・退職の場合は、退職時発行の源泉徴収票（退職年月日が記されたものに限る）、又は、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の退職を示せる書類（写）
<p>(5)家計維持者が自営業等を営んでいる（営んでいた）場合</p>	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】家計維持者の令和4年6～8月の所得等を示す書類 （収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの） 例えば、帳簿、損益計算書等や休業・廃業等を示す書類
<p>(6)家計維持者が年金（企業年金・個人年金を含む）を受給している</p>	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】家計維持者の年金受給額がわかる書類 （年金額改定通知書等） ※家計維持者の収入が年金のみの場合はコロナの影響を受けたことにならないため、申請できません。

必要書類の例

(例1) 父が会社に勤務していて、コロナの影響を受ける前である令和元年の所得よりも令和4年の所得が減少する見込みである。母は自営業で、令和元年の所得よりも令和4年の所得が減少する見込みである。

- ①緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生）
- ②令和2年度所得課税証明書（父・母）
- ③令和4年6～8月の給与明細書（父）
- ④令和4年6～8月分の所得を示す書類（母）

(例2) 父が会社に勤務していて、令和3年の所得よりも令和4年の所得が減少する見込みである。母は自営業で、令和3年の所得よりも令和4年の所得が減少する見込みである。

- ①緊急授業料免除申請書（父母等の扶養下にある学生）
- ②令和4年度所得課税証明書（父）
- ③令和4年度所得課税証明書（母）
- ④令和4年6～8月の給与明細書（父）
- ⑤令和4年6～8月分の所得を示す書類（母）

○独立生計者・私費留学生 チェックリスト

チェック項目		必要書類（コピーで可）
(1) 緊急授業料免除に申請する	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】 緊急授業料免除申請書（独立生計者・私費留学生） ・ 所得課税証明書に記載の「総所得額」、6～8月の給与明細に記載の控除後の「支給額」を4倍にした金額などを記入してください。 ・ 申請書は授業料免除の以下のWEBサイトの「緊急授業料免除」に掲載しているものを使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/
(2) 独立生計者として申請する日本人学生または私費留学生	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】 次の1)・2)の両方を提出 1) 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書（緊急授業料免除） 本学WEBサイト「在学生の授業料免除」に掲載の様式を使用 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 2) アパート・市営住宅等の賃貸契約書 ルームシェアをしている場合は、 （様式7）ルームシェアの申立書 も提出
(3) 独立生計者として申請する日本人学生であるが、令和3年分の給与収入が104万円以上であることが確認できない	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> ①～④から選択	父母等の扶養下でないことを確認するため、①～③のいずれかを提出 <input type="checkbox"/> ①令和3年は104万円以上の給与収入がなかったが、父母等の扶養下でない 【必要書類】 父母の源泉徴収票又は確定申告書 <input type="checkbox"/> ②令和4年1月2日以降に父母等の扶養から外れている 【必要書類】 扶養控除等異動申告書 <input type="checkbox"/> ③父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別している 【必要書類】 本人が筆頭健康保険被保険者証 （国民健康保険の場合は本人が世帯主） <input type="checkbox"/> ④次世代研究者挑戦的プログラム等の博士後期課程のプログラムに採用されている 【必要書類】 証明書の提出は必要ありません
(4) 要件①「申請者（及び配偶者）の令和4（2022）年の所得が令和元年（2019）以降のいずれかの年より減少する見込みである」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 申請者（及び配偶者）の該当年度の所得課税証明書 ・ 所得課税証明書は証明する年度に居住していた市町村の役所で求めてください。 ・ 令和元年の所得を示す場合は、令和2年度所得課税証明書を提出してください。 ・ 令和2年の所得を示す場合は、令和3年度所得課税証明書を提出してください。 ・ 令和3年の所得を示す場合は、令和4年度所得課税証明書を提出してください。 ・ 申請者（及び配偶者）が無収入の場合でも所得課税証明書は提出してください。
(5) 要件②「申請者（及び配偶者）が公的支援を受けている（又は受けた）」に該当する	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 公的支援の受給証明書 （支援金の振込通知や振込が分かる箇所の通帳のコピーでも可） ・ 国や地方公共団体のコロナ対策の公的支援については、HPに掲載されているものを対象とします。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・ 過去に支援を受けたことがある場合でも対象となります。 ・ 国の「特別定額給付金」、国の「学びの継続のための緊急給付金」、本学の「学業継続給付金」、福岡市等の学生給付金は除外します。
(6) 申請者（及び配偶者）がアルバイト等の給与収入がある	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 申請者（及び配偶者）の令和4年6～8月の給与収入を示す書類（給与明細書、給与振込の通帳のコピー等）
(7) 申請者（及び配偶者）が自営業等を営んでいる（営んでいた）	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 申請者（及び配偶者）の令和4年6～8月の所得等を示す書類 （収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの） 例えば、帳簿、損益計算書等や休業・廃業等を示す書類

※独自制度の申請の際に提出している書類がある場合も、改めて提出してください。

※前期の緊急授業料免除で提出済みの書類(家計維持者の所得課税証明書、アパート等の賃貸契約書、父母等の扶養下でないことを確認する書類)は変更がない場合は提出不要です。

必要書類の例

(例1) 留学生本人が2020年に日本に住んでいてアルバイト収入があったが、コロナの影響で2022年は収入が減少する見込みである。配偶者や子供はなく、ルームシェアはしていない。

- ①緊急授業料免除申請書(独立生計者・私費留学生)
- ②独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除)
- ③アパート・市営住宅等の賃貸契約書
- ④令和3年度所得課税証明書
- ⑤2022年6～8月のアルバイトの給与明細書

(例2) 独立生計者として申請する日本人学生で、自営業の令和4年所得が令和3年より減少する見込みである。配偶者がいて、会社に勤務しているが収入の変動はない。

- ①緊急授業料免除申請書(独立生計者・私費留学生)
- ②独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除)
- ③アパート・市営住宅等の賃貸契約書
- ④令和4年度所得課税証明書(本人)
- ⑤令和4年6～8月分の所得を示す書類(本人)
- ⑥令和4年度所得課税証明書(配偶者)
- ⑦令和4年6～8月の給与収入を示す書類(配偶者)

必要書類の提出方法

- 宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- メールアドレス : kinkyumen.jyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

・メールによる提出の場合は、証明書類は写真データ等に変換してください。郵送の場合は原本でなくコピーで結構です。データにて提出の際、文字等が確認しにくい場合は、再提出を求める場合があります。

・個人情報が含まれますので、学生基本メール(…@s.kyushu-u.ac.jp)を利用し、メール送信の際は送信先を間違わないよう、また、データにパスワードをかけるようご注意願います。

なお、郵送でも受付します。

○郵送先

〒819-0395 福岡市西区元岡744

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

封筒の表には「緊急授業料免除申請」と記載し、申請期限までに必着

・必要書類のうち期限までの提出が困難な書類がある場合は、他の書類は期限内に提出し、提出できない書類について提出予定日をお知らせください。

・郵送の場合は、発送日を当係にメールでお知らせください。

6. 書類提出後の留意点

(1) 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からの連絡に回答がない場合、申請を受理しないことがあります。

(2) 申請書類を受け付けた翌日(土日を除く)に受信メールを送信します。

(3) 申請者が学期途中で卒業・修了・休学・退学する場合は、授業料免除の申請及び許可は無効となりますので、免除される前の授業料額を納付する必要があります。

7. 申請後の授業料の取り扱い

緊急授業料免除を申請した在学生については、選考結果の通知まで、授業料の口座引き落としを保留とします。

選考の結果、授業料の半額免除・1/4額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、授業料を納入してください。

8. 選考結果の通知

○通知時期：令和4年12月下旬

○通知方法：学生ポータル「あなた宛のお知らせ」に通知

9. 問い合わせ先

○担当部署：九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

○Email：kinkyumenjyo@jimukyushu-u.ac.jp

○電話番号：092-802-5948・5949

(参考) 所得限度額について

緊急授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として所得限度額を掲載しています。**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**

また、授業料免除者の選考においては、所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。

家族構成 (注1)	本人の 通学形態	課程別の所得限度額 (単位 千円) (注2)		
		学部	修士・専門職	博士
1人世帯	自宅	—	2,100	2,820
2人世帯	自宅	3,430	3,670	4,320
	自宅外	3,870	4,110	4,760
3人世帯	自宅	3,340	3,620	4,950
	自宅外	3,780	4,060	5,390
4人世帯	自宅	3,900	4,200	5,630
	自宅外	4,340	4,640	6,070

注1 例 1人世帯…本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯…学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

注2 所得額とは給与所得者においては控除後の支給額、自営業等においては売上金額から必要経費を差し引いた事業所得を指します。